毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

告　示
○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（四九七・能代保健所）
○大規模小売店舗の新設に関し述べた意見（四九八・商工業振興課）
○平成十四年度家畜商講習会の実施（四九九・中央家畜保健衛生所）
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）

告　示

秋田県告示第四百九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年七月十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

名　称	所　在　地	辞退年月日
三浦医院	山本郡八竜町鵜川字西鵜川六十八―二	平成十四年四月三日

秋田県告示第四百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年七月十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　スーパードラッグアサヒ秋田広面店
　秋田市広面字近藤堰越四十四番地の一外
二　県の意見
　意見なし
三　意見を述べた日
　平成十四年七月五日
四　関係書類の縦覧場所及び期間
　㈠　縦覧場所
　　県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
　　秋田市役所　商業観光課
　㈡　縦覧期間
　　平成十四年七月十六日から同年八月十六日まで

秋田県告示第四百九十九号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、次のとおり平成十四年度家畜商講習会を実施するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定に基づき、公示する。

平成十四年七月十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　講習会の日時及び場所
　㈠　日時　平成十四年八月二十九日及び八月三十日午前九時から午後五時まで
　　（受付開始時刻は午前八時三十分）
　㈡　場所　秋田市八橋字下八橋一番地二　秋田県中央家畜保健衛生所
二　講習会の内容
　㈠　家畜の取引に関する法令
　㈡　家畜の品種及び特徴
　㈢　家畜の悪癖、機能障害及び疾病
三　受講対象者

昭和三十七年四月一日以後に行われた家畜商法の規定による講習会を受講し、修了証明書の交付を受けている者以外の者で、今後家畜の取引を営もうとする者であること。

四　受講申込書の受付

㈠　場所　住所地を管轄する家畜保健衛生所

㈡　期日　日曜日及び土曜日を除き、平成十四年八月二日（金）から同年八月十六日（金）午前八時三〇分から午後五時まで。

五　講習手数料

㈠　金額　三千四百円

㈡　納付方法　受講申込提出の際、秋田県証紙により納付すること。

六　その他

㈠　家畜商講習会受講申込書の様式は、各総合農林事務所及び各家畜保健衛生所並びに各市役所及び各町村役場に問い合わせること。

㈡　講習会の受講者は、講習会の当日、印鑑及び筆記用具を持参すること。

公　告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　申請のあった年月日

平成十四年七月一日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称

ＦｉＦｏ（フィフォ）

三　代表者の氏名

東海林　仁

四　主たる事務所の所在地

秋田県秋田市手形西谷地四十五番地三

五　定款に記載された目的

この法人は、子供からお年寄りに対して、アウトドアスポーツに関する安全教育や環境保全に関する事業を行うことにより、家族とのふれあいを強め、遊びを通じて自然の大切さを考え、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100 古紙配合率100%